

大阪市告示第403号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年3月26日

大阪市長 横山英幸

1 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場	令和7年4月7日（月）
大阪市中央体育館 第1体育場	令和7年4月8日（火）から同月10日（木）

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	令和7年4月1日（火）から 同月2日（水）まで	午前8時から 翌日午前2時まで
	令和7年4月3日（木）	午前8時から 翌日午前0時まで
	令和7年4月4日（金）	午前8時から 翌日午前4時まで

令和 7 年 4 月 6 日（日）	午前 8 時から 午後 9 時まで
令和 7 年 4 月 11 日（金）から 同月 12 日（土）まで	午前 8 時 30 分から 午後 9 時まで
令和 7 年 4 月 13 日（日）	午前 7 時から 午後 9 時まで
令和 7 年 4 月 14 日（月）	午後 8 時 30 分から 午後 9 時まで
令和 7 年 4 月 16 日（水）から 同月 18 日（金）まで	午前 9 時から 午後 12 時まで
令和 7 年 4 月 19 日（土）	午前 9 時から 翌日午前 3 時まで
令和 7 年 4 月 22 日（火）	午前 7 時 30 分から 午後 9 時まで
令和 7 年 4 月 23 日（水）から 同月 24 日（木）まで	午前 8 時 30 分から 午後 9 時まで
令和 7 年 4 月 25 日（金）から 同月 26 日（土）まで	午前 8 時から 午後 11 時まで
令和 7 年 4 月 27 日（日）	午前 8 時から 午後 12 時まで
令和 7 年 4 月 29 日（火）	午前 7 時 30 分から 午後 9 時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）